

令和 6 年 5 月

お客さま各位

山梨信用金庫

定期性預金規定の改定について

平素より山梨信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下のとおり定期性預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、今般の改定につきましては、令和 6 年 6 月 3 日以降が預入日となる新規口座および自動継続口座に適用させていただきます。

記

1. 改定する規程

定期性預金規定

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
- ・ 自由金利型定期預金規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定
- ・ 変動金利型定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利型定期預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 新型複利定期預金規定
- ・ 自動継続新型複利定期預金規定

2. 改定日

令和 6 年 6 月 3 日（月）

3. 改定内容

期日指定定期預金規定	
新	旧
2. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	2. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6 か月未満 2 年以上利率×30%	① 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u>
② 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40%	② 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40%
③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50%	③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50%
④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60%	④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60%
⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×70%	⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×70%
⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×90%	⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×90%

自動継続期日指定定期預金規定	
新	旧
3. (利息) (5) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6 か月未満 2 年以上利率×30% ② 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60% ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×70% ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×90%	3. (利息) (5) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> ② 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×60% ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×70% ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×90%

自由金利型定期預金（M型）規定	
新	旧
2. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	2. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>約定利率×30%</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>約定利率×30%</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>約定利率×30%</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上5年未満 約定利率×90% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>約定利率×20%</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%	ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上5年未満 約定利率×90% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
---	---

C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×40%	C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×40%
D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×50%	D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×50%
E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×60%	E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×60%
F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×70%	F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×70%
G. 3 年以上 4 年未満 約定利率×80%	G. 3 年以上 4 年未満 約定利率×80%
H. 4 年以上 5 年未満 約定利率×90%	H. 4 年以上 5 年未満 約定利率×90%

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定	
新	旧
2. (利息) (4) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% C. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70% ② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%	2. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% C. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70% ② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 4 年未満 約定利率×90% ③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×80% G. 3 年以上 5 年未満 約定利率×90% ④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×20% B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×30% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×40% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×50% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×60% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×70% G. 3 年以上 4 年未満 約定利率×80% H. 4 年以上 5 年未満 約定利率×90%	E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 4 年未満 約定利率×90% ③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×80% G. 3 年以上 5 年未満 約定利率×90% ④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×30% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×40% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×50% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×60% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×70% G. 3 年以上 4 年未満 約定利率×80% H. 4 年以上 5 年未満 約定利率×90%
--	--

自由金利型定期預金規定	
新	旧
2. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。	2. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1 か月後の応当日から預入日の3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×50% C. 1 年以上3 年未満 約定利率×70% ② 預入日の3 年後の応当日から預入日の4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上2 年未満 約定利率×50% D. 2 年以上 約定利率×60% ③ 預入日の4 年後の応当日から預入日の5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上2 年未満 約定利率×50% D. 2 年以上3 年未満 約定利率×60% E. 3 年以上 約定利率×70% ④ 預入日の5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×20% B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×30% C. 1 年以上2 年未満 約定利率×40% D. 2 年以上3 年未満 約定利率×50% E. 3 年以上4 年未満	なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1 か月後の応当日から預入日の3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×50% C. 1 年以上3 年未満 約定利率×70% ② 預入日の3 年後の応当日から預入日の4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上2 年未満 約定利率×50% D. 2 年以上 約定利率×60% ③ 預入日の4 年後の応当日から預入日の5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上2 年未満 約定利率×50% D. 2 年以上3 年未満 約定利率×60% E. 3 年以上 約定利率×70% ④ 預入日の5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上1 年未満 約定利率×30% C. 1 年以上2 年未満 約定利率×40% D. 2 年以上3 年未満 約定利率×50% E. 3 年以上4 年未満
---	---

約定利率×60% F. 4 年以上 約定利率×70%	約定利率×60% F. 4 年以上 約定利率×70%
---	---

自動継続自由金利型定期預金規定	
新	旧
2. (利息) (4) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% C. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70% ② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 2 年未満 約定利率×50% D. 2 年以上 約定利率×60% ③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 約定利率×30% B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 2 年未満 約定利率×50%	2. (利息) (4) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% C. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70% ② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 2 年未満 約定利率×50% D. 2 年以上 約定利率×60% ③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 2 年未満 約定利率×50%

D. 2 年以上 3 年未満 約定利率×60% E. 3 年以上 約定利率×70% ④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>約定利率×20%</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×30% C. 1 年以上 2 年未満 約定利率×40% D. 2 年以上 3 年未満 約定利率×50% E. 3 年以上 4 年未満 約定利率×60% F. 4 年以上 約定利率×70%	D. 2 年以上 3 年未満 約定利率×60% E. 3 年以上 約定利率×70% ④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×30% C. 1 年以上 2 年未満 約定利率×40% D. 2 年以上 3 年未満 約定利率×50% E. 3 年以上 4 年未満 約定利率×60% F. 4 年以上 約定利率×70%
--	--

変動金利定期預金規定	
新	旧
3. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A. 6 か月未満 <u>約定利率×30%</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90% ② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合 A. 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および <u>約定利率×30%</u> によって計算し、この預金とともに支払います。	3. (利息) (3) この預金を共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A. 6 か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90% ② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合 A. 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および <u>解約日における普通預金の利率</u> によって計算し、この預金とともに支払います。

B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 a. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ロ. 1年以上3年未満 約定利率×70% b. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×40% ロ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ハ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ニ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ホ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%	B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 a. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ロ. 1年以上3年未満 約定利率×70% b. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×40% ロ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ハ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ニ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ホ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
---	---

自動継続変動金利定期預金規定	
新	旧
3. (利息) (3) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A. 6か月未満 約定利率×30%	3. (利息) (3) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90% ② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合 A. 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>約定利率×30%</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 B. 預入日の 6 か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 a. 預入日の 1 年後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ロ. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70% b. 預入日の 3 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% ロ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% ハ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% ニ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% ホ. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90%	B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% C. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90% ② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合 A. 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における普通預金の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 B. 預入日の 6 か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。 この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。 a. 預入日の 1 年後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ロ. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70% b. 預入日の 3 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 イ. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40% ロ. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50% ハ. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60% ニ. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70% ホ. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90%
--	--

積立定期預金規定	
新	旧
3. (利息) (3) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について<u>期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定</u>の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。	3. (利息) (3) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について<u>店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。

新型複利定期預金規定	
新	旧
2. (利息) (3) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 <u>6か月未満</u> 約定利率×20% <u>6か月以上1年未満</u> 約定利率×30%	2. (利息) (3) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>解約日における普通預金の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。

自動継続新型複利定期預金規定	
新	旧
2. (利息) (6) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 <u>6か月未満</u> 約定利率×20% <u>6か月以上1年未満</u> 約定利率×30%	2. (利息) (6) この預金を共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>解約日における普通預金の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。